

協議 3 号

長野市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明				
1 改正の理由	長野市教育センターの開館時間を見直すことに伴い、改正するもの				
2 改正の内容	長野市教育センターの開館時間を次のとおり改める（第6条関係）。 <table border="1"><thead><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>午前8時30分から午後5時15分まで（児童及び生徒の教育相談・支援等に関する業務にあつては、午前8時30分から午後7時30分まで）</td><td>午前8時30分から午後5時15分まで</td></tr></tbody></table>	改正前	改正後	午前8時30分から午後5時15分まで（児童及び生徒の教育相談・支援等に関する業務にあつては、午前8時30分から午後7時30分まで）	午前8時30分から午後5時15分まで
改正前	改正後				
午前8時30分から午後5時15分まで（児童及び生徒の教育相談・支援等に関する業務にあつては、午前8時30分から午後7時30分まで）	午前8時30分から午後5時15分まで				
3 施行期日	公布の日から施行する。				
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 2月16日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 3月13日				

長野市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）

長野市教育センター設置条例施行規則（昭和57年長野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「（第2条第4号に掲げる業務にあつては、午前8時30分から午後7時30分まで）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長野市教育センター設置条例施行規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長野市教育センター設置条例施行規則 昭和57年3月30日長野市教育委員会規則第4号 (開館時間)</p> <p>第6条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更するものとする。</p>	<p>○長野市教育センター設置条例施行規則 昭和57年3月30日長野市教育委員会規則第4号 (開館時間)</p> <p>第6条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分まで <u>(第2条第4号に掲げる業務にあつては、午前8時30分から午後7時30分まで)</u> とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更するものとする。</p>